

2024年10月3日

特許権侵害と刑事罰

[三好内外国特許事務所](#)

[弁理士 高橋俊一](#)



今年3月5日、ピアノ用の特別なシューズ(以下、「ピアノシューズ」と呼ぶ)の特許権を侵害した容疑で逮捕者が出た事件が報道された。特許権侵害が民事面からではなく刑事面から取り上げられた事件で、特許権侵害の容疑で逮捕者が出たのは1989年以来とのことで、話題になった。

考えてみると、特許法に特許権侵害に対する刑事罰の規定(特許法第196条)が存在することは知っているが、商標権侵害や著作権侵害ではなく、特許権侵害についての刑事事件というものはついぞ聞いた記憶がなく、また相談を受けたこともない。

特許庁のH/Pを見てみると、特許権の侵害行為が行われている場合、警察や検察庁に対して被害を受けているとして告訴することで、刑事責任の追及を求めることができる、とある。ただ、告訴においては、有効な特許権が存在し、その特許権が侵害されたという事実が存在し、そしてその侵害の行為が故意であることを、門外漢の警察や検察庁に対して理解してもらう必要がある。

前段の事実については、民事の侵害事件と同様、例えばイ号物件と特許請求の範囲とを対比して、両者が同一であることを判り易く明示することが必要となる。このため、特に、実体のない方法、ソフトウェア等の特許権について同一であることを明示するのは、中々に難しい場合が多いと考えられる。また、判例はないが、均等論を使って同一であるとするのは、刑法上の罪刑法定主義に基づく類推解釈を禁止する観点からは許されないことが予想される。一方、特許権は特許無効審判により事後的に無効になる可能性があり、特許事件として取り上げて侵害により刑事罰を与えることはリスクが大きいことから、特許事件として取り上げることについて慎重になり易く、同一であることの認定の壁が民事に比べて高いことが考えられる。

故意に関しては、刑法第38条に該当するか否かで判断される。その第1項には、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と規定されている。要は、刑事責任能力を有しない等の故意を棄却する要因がなく、自己の実施行為が他人の特許権を侵害することを認識した上で実施したかどうかということである。この故意か否かの判断は、多分に主観的要素が絡

んでくるものであることから、極めて判断が難しいと思料される。このため、特許権侵害の判例ではないものの、別の知的財産事件の判例では、権利者からの警告状の送付を根拠に故意か否かを認定することが一般的であるとされる。

このように特許権侵害を告訴することは、現実的にはなかなか難しいところであるが、冒頭のピアノシューズの特許権については何故告訴が受理されたのだろうか。詳細は、報道内容の範囲内ではあるが、特許権者が特許に係るピアノシューズの製造を被告訴人に委託していたが、被告訴人は、その委託終了後、複数回の警告状の送付を受けていたにも拘らず当該ピアノシューズを製造してネット販売していたということである。この事実からすると、特許権が侵害されたという事実が存在し、そしてその侵害の行為が故意であることは、十分明白ということができたのであろう。ただ、最終的には、不起訴となっている。

特許権侵害を刑事罰をもって臨むことについて、諸外国では、特許権侵害に対する特許権者の救済については民事で経済的に十分な補償を確保することで十分達成できることから刑事罰をもって対処する必要はない、との基本的な考え方があり、米国等では特許権侵害に対する刑事罰に関する規定は存在しない。日本でも、知的財産権侵害の対処は、本来的には民事上の損害賠償請求によって行われるべきであり、刑事上の処罰はその補完的役割であるとの意見がある。また特許法における特許権侵害の刑事罰の規定の存在を所謂「伝家の宝刀」と考えるべき、とする意見もある。特許権侵害事件における損害賠償額が十分ではないと言われている我が国の現状において、特許権に対する刑事罰は、特許権の活用の積極化という観点から、検討すべき課題の一つなのかもしれない。

以上